

大分県警察総合指揮室運用要綱の制定について

平成30年3月13日
大通達甲（刑）第3号
警察本部長から本部各
課・所・隊・室長、警
察学校長、各警察署長
宛て

（概 要）

この通達は、大分県警察総合指揮室の適正かつ効果的な運用を図るため、同室の管理及び運用について、必要な事項を定めたものである。